定　　款

株式会社アスコット

第１章　　総　　則

（商号）

第 １ 条　当会社は、株式会社アスコットと称し、英文ではＡscot　Ｃorp.と表示する。

（目的）

第 ２ 条　当会社は、次の各号の事業を営むことを目的とする。

(1) 不動産の売買、賃貸借、仲介、鑑定、管理およびコンサルティングに関する業務
(2) 住宅地、別荘地の開発造成
(3) 建築または土木工事の企画、設計、施工、管理、請負およびコンサルティングに関する業務
(4) 建築資材、家具、家庭用電気製品、室内装飾品、冷暖房空気調整機器、厨房機器、給排水設備機器の販売、その代理、仲介、および輸出入に関する業務
(5) 金銭の貸付
(6) 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業ならびに生命保険の募集に関する業務
(7) ホテル、飲食店、スポーツ施設、駐車場の経営に関する業務
(8) ゴルフ場、スキー場、アミューズメント施設およびそれに関連する諸施設の経営に関する業務
(9) 不動産特定共同事業法に基づく事業
(10) 特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則に定める会社）および不動産投資信託に対する出資ならびに出資持分の売買、仲介および管理
(11) 信託受益権の取得、保有ならびに売買および仲介
(12) 不動産、有価証券、その他金融資産に関する投資顧問業
(13) 企業の合併、提携、営業権の譲渡、有価証券の譲渡の調査企画およびそれらの斡旋、仲介
(14) 投資信託および投資法人に関する法律に基づく投資法人資産運用業務および投資信託業務、ならびに投資法人の設立企画人としての業務
(15) 有価証券の取得、保有、運用および投資
(16) 前記各号に付帯する一切の業務

（本店所在地）

第 ３ 条　当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

（機関）

第 ４ 条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の各号の機関を置く。

(1)　取締役会
(2)　監査役
(3)　監査役会
(4)　会計監査人

（公告方法）

第 ５ 条　当会社の公告は、電子公告により行う。

２　やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第 ６ 条　当会社の発行可能株式総数は、235,000,000 株とする。

（自己株式の取得）

第 ７ 条　当会社は、会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）
第 8 条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式数についての権利）
第 9 条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について次の各号の権利以外の権利を行使することができない。
(1)　会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利
(2)　会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利
(3)　株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
(4)　次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の売渡請求）
第 10 条　当会社の単元未満株式数に満たない株式（以下、「単元未満株式」という。）を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

（基準日）
第 11 条　当会社は、毎年 9 月 30 日の最終株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
２　前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

（株主名簿管理人）
第 12 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）
第 13 条　当会社の株式に関する取り扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会にて定める株式取扱規程による。

第３章　株 主 総 会

（招集）
第 14 条　当会社の定時株主総会は、毎年 12 月にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

（招集権者及び議長）
第 15 条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。
２　取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）
第 16 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがい、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第 17 条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2　会社法第 309 条第２項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 18 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2　株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出するものとする。

（議事録）

第 19 条　株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。

2　株主総会の議事録は、その原本を 10 年間本店に、その写しを５年間支店に備え置く。

第４章　　取締役及び取締役会

（員数）

第 20 条　当会社の取締役は９名以内とする。

（選任方法）

第 21 条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3　取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

（解任方法）

第 22 条　取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（任期）

第 23 条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2　補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第 24 条　代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

2　取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 25 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2　取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

（取締役会の招集通知）

第 26 条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することが出来る。

2　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法等）
第 27 条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2　当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会の議事録）
第 28 条　取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。
2　前項の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。

（取締役会規程）
第 29 条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）
第 30 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）
第 31 条　当会社は、会社法第 423 条第１項の取締役（取締役であった者を含む）の責任を、会社法第 426 条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。
2　当会社は会社法第 427 条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、金１百万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として同法第 423 条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。

第５章　　監査役及び監査役会

（員数）
第 32 条　当会社の監査役は５名以内とする。

（選任方法）
第 33 条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。
2　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（解任方法）
第 34 条　監査役は、株主総会の決議により、これを解任することができる。
2　監査役の解任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（任期）
第 35 条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）
第 36 条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）
第 37 条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会規程）
第 38 条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（報酬等）
第 39 条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）
第 40 条　当会社は、会社法第 423 条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を、同法第 426 条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。
2　当会社は会社法第 427 条第１項の規定により、監査役との間で、金１百万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として同法第 423 条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。

第６章　　会計監査人

（選任方法）
第 41 条　会計監査人は、株主総会にて選任する。

（任期）
第 42 条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2　前項の定時株主総会にて別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の責任免除）
第 43 条　当会社は、会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の会社法第 423 条第１項の責任につき、善意かつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める範囲内で、その責任を免除することができる。
2　当会社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第 423 条第１項の責任につき、善意かつ重大な過失がないときには、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第７章　　計　　算

（事業年度）
第 44 条　当会社の事業年度は毎年 10 月１日から翌年９月 30 日までとする。

（剰余金の配当）
第 45 条　剰余金の配当は、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

（中間配当）
第 46 条　当会社は、取締役会の決議により、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

（配当金の除斥期間等）

第 47 条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

２　前項の金銭には、利息をつけないものとする。

（改訂）

平成 17 年 12 月 27 日
平成 18 年 8 月 29 日
平成 18 年 12 月 25 日
平成 19 年 6 月 6 日
平成 20 年 3 月 31 日
平成 20 年 4 月 1 日
平成 20 年 12 月 25 日
平成 21 年 8 月 12 日
平成 21 年 12 月 15 日
平成 28 年 12 月 21 日
平成 29 年 2 月 6 日
平成 29 年 4 月 19 日
令和 2 年 12 月 16 日